

1. 件名：「東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（緊急用 125V 系蓄電池の設置場所変更等）に係る事業者ヒアリング【1】」
2. 日時： 令和5年9月11日 16時10分～17時40分
3. 場所： 原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを使用）
4. 出席（※・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
止野安全管理調査官、加藤管理官補佐、高橋管理官補佐、石井主任安全審査官、安田主任安全審査官、井上技術参与、深堀技術参与

日本原子力発電株式会社：
発電管理室 部長 他12名
東海第二発電所 保守室 保守総括グループリーダー※ 他3名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり。
（注）：音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請 概要説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の高橋です。
0:00:06	ただいまより、日本原子力発電株式会社から、8月31日に申請のあった、
0:00:12	東海第2発電所設計及び工事計画変更認可申請に関わる説明について、
0:00:19	ヒアリングを行います。
0:00:22	それでは提出になった、概要説明資料について日本原子力発電から説明を開始してください。
0:00:33	はい。日本原子力発電の高林です。よろしくお願いいたします。
0:00:37	本日のご説明につきましては、事前に提出しております資料、資料5、資料6のこの二つの資料を基にご説明させていただきます。
0:00:48	そのうちですねまず資料6の5ポツの項目になります。
0:00:54	ALCパネルの補強範囲変更等という項目からご説明させていただきます。
0:01:01	資料を、資料6の方の右下、38ページになります。
0:01:09	こちらですね上から順にいきます。
0:01:13	今回、今回の工認の申請につきまして購入変更手続きに該当しない添付書類、添付書類のみの変更となります。ALCパネル部、補強範囲及びアクセスルートの変更。
0:01:24	について今回、その他の工認の申請に合わせて適正化ということで申請させていただいております。
0:01:32	まずこのALCパネル部、この外、概要につきまして
0:01:36	ですけれども、1ポツ、一つ目のひし形四角になります。2018年許可認可を受けた原子炉設置変更許可工認、
0:01:48	その中でですね原子炉建屋附属棟の外壁のうち、ALCパネル部、こちらについては、基準地震動Ss及び設計竜巻により、脱落損傷し、防護すべきDBSA設備及びアクセスルートに悪影響を与える可能性があることから補強すると。
0:02:03	ということでご説明してございました。
0:02:08	そうですね。でALCパネル部、この補強については、直接変更、設置許可の本文、添付書類等の記載はございませんが、
0:02:19	審査会合におきまして、説明している内容でございまして補足説明資料に、こういった補強するということを記載しているという内容になっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	で、別紙 1 ということで先に、概要、イメージをお伝えしたいと思います 右下 40 ページになります。
0:02:44	こちら別紙 1 でキクカワ金貨にて補強するとしていた、ALCパネル部と いうことで、
0:02:51	こちら、
0:02:53	建屋の外へキーの絵が下についております。ALCパネル部等の位置と いうことで、
0:03:02	原子炉建屋及びタービン建屋等を見た上でですね、東西南北ということ でその当該ALCパネルに該当する部分。
0:03:11	について着色して位置を示しておるというものでございます。
0:03:19	はい。38 ページに戻ります。
0:03:22	2 ポツ 2018 年以降の設計変更についてということでございます。以下、 3. の設計変更が生じ、防護すべき設備及びアクセスルートが変更になり ましたと。
0:03:34	いうことでございます。まず一つ、格納容器圧力 2 月装置の特需兼用 化を受け、F-V 関連施設、
0:03:43	の新設世帯への配置の変更というものがございます。
0:03:48	続いてBポツということとその配置変更を踏まえまして、
0:03:53	原子炉建屋内でのですね、電源設備等の設置場所の変更を行ったこと を見直してございます。そういった要因によるもの。
0:04:01	もう一つ、Cポツということ原子炉建屋換気系、隔離弁及びダクト構成 の変更ということで、こちらにつきましては、2022 年 11 月 24 日付で認 可いただいたものでございますがその時の工認申請の中でですね、
0:04:21	目審査会合を行った中で、このALCパネル部の補強範囲、こちらを変 更するということの一部ご説明していったことがあったんですけども その全体像を別途説明するというので今回、
0:04:34	この内容を盛り込ませていただいております。
0:04:37	3 ポツ、ALCパネル部補強の一部取り止めということで先に申しました 2 ポツ、こちらの設計変更を受けて、防護すべき設備及びアクセスルー トがなくなった箇所についてALCパネル部を補強する必要がなくなるこ とから補強を取り止めると。
0:04:53	いうことをしてございます。
0:04:55	こちらについては別紙 2 に
0:04:59	内容を記載してございます。
0:05:01	別紙 2 がですね、右下 41 ページになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:10	こちらですね、F-Vの特重兼用可電源設備の配置変更、及び換気系の隔離弁、ダクトの構成の変更というところで、
0:05:21	防護対象設備、アクセスルートがなくなるということで図の中に示しております。破線で示しております範囲、括弧で、①'
0:05:31	②、④、⑤'という箇所になりますが、そちらについては、ALCパネル部の補強を取り上げるということをしてござい、ということに記載してございます。
0:05:43	この図中にですね、今、①'、②、④、⑤'ということで
0:05:51	内容変更の内容を記載してございまして、その箇所を当該該当する箇所についてこちらの中、赤線で
0:06:01	結んでいるという形になってございます。
0:06:05	図中①については、基準地震動Ss及び設計竜巻によって、
0:06:13	脱落及び損傷しない対策を実施する計画であったが、内包する、防護対象設備及びアクセスルートがなくなるということで原子炉建屋東側接続口へ、
0:06:23	波及的影響防止の対策、こちらのみをとるということとしてございます。
0:06:28	図中ですね、東西南北のうちの東側のところに、その①の箇所がございまして。
0:06:36	この図の中の左端のところですね、この直下には原子炉建屋東側接続口というものがございまして、
0:06:46	そちらを防護するというのでこの①については補強を、を実施するというでございまして。
0:06:57	38 ページに戻りまして
0:07:02	ALCパネル部、補強範囲及びアクセスルートの変更、こちらの許認可上の扱いについてでございますが、まず一つ、原子炉設置変更許可、こちらにつきましては、
0:07:12	本文添付書類に記載はございません。
0:07:16	(2)として工事計画認可についてですけれども、本文には当該箇所記載はございません。
0:07:23	ただし、添付書類の方には関連する記載があるということでこちらについては、次ページ、3、右下 39 ページになりますが、対象となる書類、添付書類の方を記載してございます。
0:07:38	39 ページの方になりますが、
0:07:42	大きく三つ、3 点ございましてまず一つ、竜巻への配慮に関する説明書、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:49	ということです。もう一つ、安全設備及び重大事故等を対象設備が使用される条件のもとにおける健全性に関する説明書、こちらの内容について、
0:08:00	もう1点、
0:08:02	強度に関する説明書ということで、こちらにつきましてそのALCパネル部の補強の内容について説明している箇所がございまして、そちらについて変更と、
0:08:14	ということで今回申請してございます。
0:08:19	38ページに戻りまして、5ポツ、今回工認の扱いということでございませが設工認変更手続きに該当せず、添付書類のみの変更となるため、
0:08:30	今回ですね、その他の購入に合わせて適正化を行うということで申請させていただいたということでございます。
0:08:41	その他ですね、42ページ以降に参考1ということで、ALCパネル部等の補強変更前後比較ということで記載してございます。
0:08:53	こちらの表の見方になりますけれども、例としてですね、
0:09:00	右下44ページ。
0:09:04	こちら、ALCパネル部等補強変更前後比較5分の3ということで原子炉建屋の絵を、
0:09:12	一部つけているものでございます。
0:09:15	こちらでですね、変更前というところで、①'、③、④ということで記載してございます。
0:09:24	こちらの①'③④というのがですね、ページ戻っていただいて42ページの方の、
0:09:32	ALCパネル部等の番号ということでこちらの表中の番号と対応させております。
0:09:42	で、例を挙げまして、③ですけれども、こちら、1ということで
0:09:49	原子炉等換気系、排気隔離弁、B系及びダクトB系ということになってございます。
0:09:55	こちらはですね、変更後において防護対象設備ということで、1、こちら、変更前と同様の原子炉棟換気系排気弁、隔離弁、B系及びダクトB系と、
0:10:10	ということで、それとですね、J、
0:10:13	原子炉建屋換気系ダクト、放射線モニター検出器というものを記載してございます。こういった守るものがありますので、その右となりです

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ね、補強ということで従来より変更せず補強しますということを記載しております、
0:10:29	44 ページ。
0:10:31	こちら、変更後になりますけれども、③については、変更前と同じように
0:10:38	実線でお示ししていると、補強実施ということで示しております。それに対応、対しまして、④のところでございますが、
0:10:48	こちらには、先ほども申しました排気隔離弁、A系ダクトA系、
0:10:53	あとはですね、変更前の方見ていただくと、顕著換気系のダクト、放射線モニターがついておるといことになります、この
0:11:03	④については、もしくは 42 ページの方に戻りますけれども、
0:11:08	変更後の方にグレーハッチ、しておりますが、守るべきもの、防護対象設備はなしということで、まず、I、各廃棄隔離弁、及びダクトについては撤去。
0:11:21	J-大田 9 と放射線モニターこちらについては③に移設ということでこちら補強を取り止めるということで、44 ページの方のこちらの図では破線で示すということで補強取り止めと、
0:11:35	こういったことでお示してございます。
0:11:39	と、もう一つですね、最後に参考ということで右下 47 ページになります。
0:11:48	こちらについては、アクセスルート、予備の地下階への移設ということで参考として載せております。
0:11:58	●●(非開示情報)2 階のアクセスルート、こちらが不要になったということでございまして、
0:12:06	アクセスルート及び緑線破線のものがありますけれども、そちらについては、そちらについて外部からの衝撃による損傷の防止の観点、
0:12:18	ということで、より頑健な地下階に移設ということで、原子炉建屋の 2 階から、この予備のアクセスルートについては、原子炉建屋地下 1 階の方に移設と。
0:12:32	ということで今回変更ということをご説明さし上げたく、こういった資料を載せてございます。
0:12:41	最後、参考 3 になりますけれども基準適合性ということで、ALCパネル部の補強の一部取り止めによる、設置許可基準規則、基準適合性を示しております。
0:12:55	と、こういった一つ一つの内容について変更後においても、補強を行う箇所、必要な

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:03	要求される機能を、については補強を行うということで、
0:13:09	基準適合性に問題はないということを確認したということ、こちらで記載させていただきます。
0:13:15	説明の方は以上となります。
0:13:19	原子力規制庁の高橋です。説明はここで一旦国井まして審査側から、コメント等ございましたらお願いします。
0:13:53	はい。規制庁の安田です。
0:13:55	38 ページ、資料、
0:13:59	6ー38 ページなんですけど、
0:14:04	今回ALCパネルの補強を、
0:14:07	本体工認のときは、
0:14:10	補強するとしていたものを、
0:14:13	アクセスルートの変更等に伴って、
0:14:17	補強を取り止めた。
0:14:20	ということですが、へん人の手続きに該当しないものを今回の工認に合わせて、
0:14:28	申請に合わせて適正化する。
0:14:31	ということですが、ということが 38 ページの、
0:14:35	1、2 行目に書いておりますが、
0:14:37	この適正化の具体的な中身ですね、中身についてちょっと、
0:14:44	もう一度説明してもらってよろしいでしょうか。
0:14:52	はい。適正化の内容ですけれども、細かく、土肥。
0:14:59	元日本原電の高林です。藤。
0:15:02	適正化の内容ということでございますが、具体的に適正化する対象の書類というところについて、あとは、その中の変更概要ということで、
0:15:16	資料 39、右下 39 ページの方に表 5ー1 ということでまとめのを記載をさせていただきます。
0:15:25	このOLCの対策ということで
0:15:30	例えばですね、一番上の竜巻の配慮に関する説明書のうち、この一番上段ですね、竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定ということで、
0:15:41	原子炉建屋附属と軽量外壁部、防護対策施設、防護鋼板というものを記載してですね、こちらがALC対策として補強すると。
0:15:53	いうところを具体的に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:55	書いていた、その施設対体対策ということで書いているんですけども、す。その箇所がなくなるということで、そういった記載を精査、
0:16:07	不要な部分を削除ということで、変更概要で今申した当該記載を削除と。
0:16:15	いうことを書いております。で、その下ですね、竜巻防護に関する施設の設計方針ということで、ただいま申しました、軽量外壁部、
0:16:26	の防護対策施設ということでそちらの説明内容を削除と。
0:16:31	ところを、そういった堆砂腔を見直したところについての記載の適正化ですねその書類の中での適正化ということを行っております。
0:16:42	後で説明以上となります。
0:16:48	はい。規制庁安田です。
0:16:51	今、資料 6 の 39 ページ。
0:16:58	の表の内容を説明していただきました。
0:17:02	この中で耐震性能に関する説明書への、
0:17:08	はね、適正化というのはないという理解でよろしいでしょうか。
0:17:13	はい。原電の高林です。耐震性に関する説明書については該当する記載はございません。
0:17:23	はい。具体的にALCパネルという言葉、
0:17:29	を用いた記載場所がないので、適正化の必要はない。
0:17:33	というふうに理解しましたが、
0:17:36	ちょっと確認しておきたいんですけど、本体後任の
0:17:41	原子炉建屋を、またはその周辺建屋の耐震性の計算書、地震応答解析の計算書の中で、
0:17:48	このALCパネルというのは、
0:17:52	考慮されたモデルになっているのかどうかってわかりますか。
0:18:00	はい。その点につきましては、
0:18:05	一部ですね当然、
0:18:08	原電の高林です。衛藤耐震性建屋の耐震につきましては、このALCの補強というところを見込んだ設計としておりますので、
0:18:19	そちらについては再評価を行う。
0:18:22	再確認を行っております。
0:18:27	はい規制庁、安田です。
0:18:30	そういった話が 39 ページに、
0:18:35	記載はないんですけど、
0:18:38	再評価の必要があるのに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:42	適正化はしない。
0:18:44	というちょっとそのの、
0:18:46	お話がですねちょっとどうも繋がらなくて、
0:18:50	もう少しその理由を説明してもらえますか。
0:18:53	原電の高林です。
0:18:55	そちらの耐震性につきましてはですね、代表性のところ、建屋の評価につきましては、代表でその一番、
0:19:07	裕度の低いといえますか、そういったところをお示しさせていただいたかと思っております。で、今回のこの
0:19:17	ALCパネルの補強を見越していたところ、そのの
0:19:23	について従来通りの
0:19:27	構造ですね、そちらで再度確認はしてございますが、その実際の耐震計算書、そちらの方に
0:19:38	の変更が必要となると、そういった
0:19:41	結果ではなかったということで考えております。
0:19:48	はい。発電。
0:19:50	よろしいでしょうか。
0:19:54	発電所からちょっとよろしいでしょうか補足です。どうぞ。
0:19:58	発電所土木建築室の中だと申します。
0:20:03	先ほどご質問がありました原子炉建屋の耐震性についての件、計算書について、変更はないんでしょうかというご説明につきまして、
0:20:13	原子炉建屋の耐震性についての計算書の中には、
0:20:17	地震動応答解析による評価における減、許容限界ということで、構造強度を有することとか、支持性能としまして、内包する設備に対する波及影響の確認が、
0:20:29	含まれておりますけども、今回の変更によりまして成功認知からの考え方は踏襲しておりますし、
0:20:36	変形建屋の変形追従するため、特に変更に通ずる問題はない。
0:20:44	記載が変わるところはないと。
0:20:46	考えてございます。
0:20:48	以上です。
0:20:53	はい規制庁安田です。
0:20:56	添付書類への影響がないということは今の説明で理解しましたが判断した。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:06	根拠というのは、今後補足で説明していただけるということでよろしいんでしょうか。
0:21:16	伝承土木建築室の中だと申します。承知しました。
0:21:24	はい。よろしくお願いいたします。規制庁安田です。
0:21:31	規制庁井上です。48 ページで変更後も、
0:21:38	下の表なんですけれども、変更後の表ですけども、1356。
0:21:44	は、
0:21:45	補強するということで、この補強のやり方についてどこか。
0:21:51	書かれてるところはあるんでしょうか。
0:22:10	はい。原電の高林です。1356 における補強の方法についてですけども、
0:22:26	そうですね、ちょっと申し訳ありません具体的にその構造のところについてかい。
0:22:33	であるところがもしかしたらちょっとなかったかもしれません。まず、①についてですけども、こちらについては、落下簿下へ、
0:22:45	下部におけます原子炉建屋東側接続口への落下防止ということで、こちらについては、当既存の防護鋼板による
0:22:57	補強に準じた形で、
0:23:00	対策をとるものをとることと考えております。
0:23:05	続いて③、
0:23:07	こちらについてはですね、
0:23:10	鉄筋コンクリート製、
0:23:12	によるRC化による補強ということを
0:23:18	考えて計画してございます。
0:23:21	藤。
0:23:22	続いて⑤、
0:23:25	⑤につきましては、
0:23:30	あ、すいません右下 41 ページのところ、見ていただければ良いかと思えます。
0:23:36	西側のところの中央、下部のところですかね、⑤とありますけれどもこちらは、
0:23:45	既認可通り、RCによる鉄筋コンクリート製による補強になります。
0:23:52	⑥、
0:23:54	同じく西側の面の中央部に、小さくありますけれどもこちらについては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:00	防護コウハンを建屋内の方に貼りつけますし、してそちらで竜巻飛来物に対する
0:24:10	貫通防止ということで補強をすると。
0:24:13	そういったことでこちらも従来通りと。
0:24:15	既工認で
0:24:18	ご説明している通りの対応ということで、計画してございます。
0:24:25	はい、規制庁井上です了解しました。今の補強方法をどっかわかるように、
0:24:33	補足とかで入れていただけると。
0:24:36	わかりやすいんですけれども、はい、日本原電タカバヤシです承知いたしました。
0:24:41	はい、規制庁イノウエ以上です。
0:25:08	原子力規制庁の高橋です。その他、
0:25:12	審査側からコメント等ございますか。
0:25:22	それでは、資料の説明を続けてください。
0:25:30	はい。日本原電の高林です。それではですね、資料6をですね、まず、1から4までのところをご説明差し上げたいと思います。
0:25:46	まず1、
0:25:50	申しました。説明の仕方ですけれども、1は概要ということで、そのあとの234にも繋がって、どういった、同様の内容が書かれておりますが、
0:26:00	先に234、こちらご説明差し上げてもよろしいでしょうか。
0:26:10	規制庁高橋です。お願いします。
0:26:13	はい。原電の高林です。それでは、説明者変わります。
0:26:23	日本原子力発電の土屋です。それでは資料2の非常用、
0:26:29	はい。
0:26:30	資料6の2ポツ、非常用、緊急用無停電電源装置及び緊急用125V系蓄電池の設置場所の変更について説明させていただきます。
0:26:43	はい。こちら、所内電気所内常設直流電源設備3系統目の設置に伴う給電先の電気設備の配置検討結果を踏まえまして、
0:26:55	既工認から非常用無停電電源装置のA系B系及び研究用無停電電源装置の設置場所を変更いたします。
0:27:05	また、格納容器圧力逃がし装置のSA、特重兼用化によりまして、
0:27:13	当該電気室が拡張となったため、記載にあります、1階及びナカ二階への分割配置を計画していた、緊急用125V系蓄電池を
0:27:23	1回まとめて配置いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:27	また、こちら、す。
0:27:30	2、続きましてき既公認対象外である、非常用無停電計装分電盤家 2b 及び研究用結
0:27:40	無停電計装分電盤につきましても、設置場所及び添付書類を変更いたします。
0:27:48	また記載にあります 2 階に配置を計画していた。
0:27:52	操作対象である緊急用MCCの設置場所を 1 回へ変更いたします。
0:28:01	続きまして右下 6 ページに移ります。
0:28:06	こちらが今回工認における変更内容及び変更理由をまとめた表となります。
0:28:14	無停電電源装置につきましては、非常用無停電電源装置、
0:28:19	A系、B系、
0:28:22	案につきましては設置床、溢水防護上の区画番号、溢水防護上の配慮が必要な高さを変更いたします。
0:28:31	また、緊急用無停電電源装置につきましては、溢水防護上の区画番号を変更いたします。
0:28:39	また、緊急用 125V系蓄電池につきましては、セツチュウカを変更いたします。
0:28:47	ニイヅ。
0:28:49	いずれも
0:28:51	仕様に仕様等に変更はございません。
0:28:55	続きましてエミ、右下 7 ページに移ります。
0:29:00	こちらが今回工認申請に伴い、変更する。
0:29:04	添付書類になります。
0:29:09	まず発電用原子炉施設の火災防護上に関する説明書につきましては、火災区画及び火災区域及び火災区画を変更いたします。
0:29:21	また、一斉防護上に関する説明書につきましては、その中で防護すべき設備の設定といったところで、且つ溢水防護の区画及び設置高さを変更いたします。
0:29:35	また、耐震性に関する説明書につきましては、非常用無停電電源装置 研究用無停電電源装置、緊急用 125V系蓄電池の耐震性についての計算書を変更いたします。
0:29:49	これら耐震小せ耐震性に関する案について、耐震性についての計算書につきましては、いずれも下層階または同一フロア内での配置変更であるため、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:00	耐震評価に変更は生じません。
0:30:04	また図面につきましては、機器の配置を明示した図面を変更いたします。
0:30:10	続きまして右下 8 ページに移ります。
0:30:14	こちらは非常用無停電電源装置の設置場所の変更前後を示したものになります。
0:30:21	続きまして右下 9 ページになります。こちらは、非常に無停電装置のB系の設置場所の変更前後、
0:30:28	続きまして 10 ページに関しましては緊急用無停電電源装置の設置場所の変更前後示したものになります。
0:30:38	続きまして右下 11 ページ、こちらが緊急 425V系蓄電池の設置場所の変更前後を示したものになります。
0:30:49	はい。
0:30:50	続きまして右下 12 ページに、
0:30:53	なります。
0:30:54	こちらは、非常用無停電、非常用無停電計装分電盤家日比及び緊急用無停電計装分電盤の設置場所を、
0:31:05	変更する。
0:31:06	いうものになります。
0:31:08	こちらが設計及び工事計画変更認可手続きに該当しないため、今回工認に合わせて適正化を行います。
0:31:20	今回工認に合わせて適正化を行う添付書類を、
0:31:25	下記に示しました。
0:31:27	こちら、
0:31:28	耐震性に関する説明書につきましては、
0:31:32	緊急用無停電計装分電盤と非常用無停電計装分電盤の耐震計算書、
0:31:39	になります。こちらも同一フロア内、または下層階への風呂仮想化への配置変更であるため、耐震評価に変更は生じません。
0:31:51	また、火災防護に関する説明書、
0:31:54	につきましては、火災区画、区域及び区画の変更を行います。
0:32:00	溢水防護に関する説明書につきましては、溢水防護
0:32:05	区画及び設置高さを変更いたします。
0:32:10	続きまして、
0:32:12	右下 13 ページに移ります。
0:32:15	補助金、給与、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:17	緊急用無停電計装分電盤の、
0:32:21	設置場所の変更前後を示した図になります。続きまして次、右下 14 ページ、非常用無停電計装分電盤の家の設置場所の、
0:32:31	変更前後を示した図になります。
0:32:34	また続きまして 15 ページになります。こちらは非常用無停電欠損部年版の 2B の設置場所の変更前後を示した図になります。
0:32:46	続きまして、右下 16 ページに移ります。
0:32:50	どちらが、格納容器圧力逃がし装置の SA、特重兼用化により、
0:32:58	緊急用 100、電気室が拡張となったため緊急用 125VMCC。
0:33:04	の設置場所を 1 回に変更するものになります。
0:33:10	設計及び工事計画の変更認可に該当しない手続きに該当しないため、こちらも添付書類を適正化するものになります。
0:33:20	へ適正化する書類につきま添付書類につきましては、耐震性に関する説明書
0:33:27	緊急MCCの耐震計算書にあります。
0:33:35	多分、電気、他の電気盤との干渉回避によりまして、構造変更を行うため、耐震評価に変更が生じますので、改めて評価を行いました。
0:33:49	続きまして右下 17 ページに移ります。
0:33:55	はい。こちらが緊急 455VMCC の設置場所の変更前後を示す図になります。
0:34:03	続きまして右下 18 ページに移ります。
0:34:08	技術的能力の可搬型代替直流電源設備による代替所内電源設備への給電の手順がございます。
0:34:19	具体的な手順につきましては次の
0:34:23	19 ページで説明いたします。
0:34:25	今回工認により、緊急用 125VMCC を、2 階から 1 階へ移動したため、1 階から 2 階の移動が、
0:34:35	なくなり、操作時間を短縮できる。
0:34:39	退職できるため、これ、設置許可の本文 15 における、
0:34:46	当該作業の想定時間 150 分。
0:34:49	稲井。
0:34:51	を満足する内容ですので、設置許可への影響はございません。
0:35:00	具体的な今回、関係する、
0:35:04	手順、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:06	の手順としましては 240 分から 250 分の間の緊急用直流 125V、主母線盤の受電操作、受電確認となります。
0:35:18	続きまして 19 ページに移ります。
0:35:22	こちらが赤枠で図の赤枠で示した部分に変更前、緑枠で示した部分に変更後になります。
0:35:31	具体的な手順としましては、
0:35:34	絶縁抵抗測定による回路の健全性の確認を行った土地、
0:35:38	変更前であれば、1 階での、
0:35:41	緊急 125V 主母線盤の操作確認を行いまして、2 階へ移動し、緊急用直流 125VMCC の操作確認を行ったうち、
0:35:52	また 1 回移動し、緊急用直流 125V 計装分電盤の操作確認を行います。
0:36:00	変更後となりますと、
0:36:04	緊急用は、直流 125VMCC が 1 階から 1 階へ配置変更されたため、すべて 1 階での操作が可能となり、操作時間の短縮、
0:36:15	となります。
0:36:17	はい。続きまして 20 ページに移ります。20 ページは、これらの全体図を示したものになります。
0:36:26	はい。説明は以上になります。
0:36:45	日本原電の高林です。ちょっと一番最初の概要の申請の概要のところですね、一度オオハシ大田のちょっと適切ではなかったので改めて
0:36:56	1、右下 3 ページのところを振り替えさせていただきます。
0:37:02	1 ポツ、設計及び工事計画変更認可申請概要ということですがけれども、今回の変更内容というところを大きく三つ挙げておりまして①、
0:37:14	こちらが無停電電源装置及び 125V 系蓄電池の設置場所の変更、こちら、ただいま 2 ポツということでご説明差し上げたものです。
0:37:25	②として、火災防護設備用ハロンボンベの設置場所、個数、名称等の変更ということで、こちらは大項目 3 ポツの方で概要をお示しいたします。
0:37:37	③チャンネル着脱機の材料の記載適正化ということでこちらについては、大項目 4 ポツの方でご説明を差し上げます。
0:37:46	それぞれの変更理由について 1 ポツ 2 に記載してございます。①の方ですがけれども先ほど 2 ポツの方でご説明ありました通り、
0:37:58	22 行目ですね、所内常設直流電源設備 3 系統目の設置に伴う給電先の電源設備の配置検討結果を踏まえ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:07	設置場所を変更するものでございます。また 125V系蓄電池、こちらについては、格納容器総圧力逃がし装置、こちらのSA特重の方の兼用可ということで、
0:38:23	緊急用電気室が拡張可能と大きく使えることになったということで配置を見直しましたということです。
0:38:32	こちらに合わせて耐震性に関する計算書及び竜巻配慮に関する説明書等の適正化ということを行います。
0:38:41	②ですけれどもその他発電用原子炉の附属施設のうち、火災防護設備、こちらの消火系ハロンボンベ及びその主配管、こちらについても、
0:38:53	電源盤関係の配置の
0:38:56	検討結果と、配置変更の検討結果というところで、
0:39:01	当該消火設備の設置場所工数、名称等、こちらを変更するという内容でございます。
0:39:08	③、こちらは核燃料物質の取扱施設、
0:39:13	こちらのちゃん、燃料取扱設備のチャンネル着脱機、こちらについて、要目表の記載に修正が必要な箇所が、を確認したため材料に関するものでございますがそちらに、
0:39:26	ついて記載を適正化ということでございます。
0:39:30	右下 4 ページに移りまして今回の申請対象となりますが、
0:39:35	まず①、
0:39:37	非常用緊急用無停電電源装置及び緊急 125V蓄電池の設置場所の変更ということでそれらの設備は、その他発電用原子炉の附属施設、
0:39:50	このうち、非常用電源設備、その中の無停電電源装置、もし、もしくは電力貯蔵装置というものに類するものでございます。
0:40:01	続いて②火災防護設備を、ハロンボンベの設置場所、個数名称等の変更ということになりますが、こちらについても、その他の附属施設、このうちの消火設備、
0:40:13	消火系の容器、ハロンボンベもしくは欧州配管ということでございます。
0:40:20	③、チャンネル着脱機の材料の適正化ということでこちらにつきましては核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、このうち、
0:40:29	新燃料または使用済み燃料を取り扱う機器、こちらのチャンネル着脱機というものが申請の対象となります。
0:40:37	その他ですね、1 ポツ 4 ということでその他添付書類の記載適正化ということで先にご説明差し上げましたALCパネルの補強範囲の変更と、
0:40:47	ということでこちら 5 ポツということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:51	資料として載せさせていただきます。野瀬させていただきます。
0:40:56	はい。では、続きまして
0:40:59	3ポツの火災防護設備用のハロンボンベ、こちらに関する説明をいたします。
0:41:09	はい。現在ヒロキでございます。では右下 21 ページ、3ポツになります。火災防護設備をハロンボンベの設置場所、個数名称等の変更。
0:41:20	こちらにつきましては、先ほど田尾高林の方から山根ですね一つ目の矢羽根説明させていただきました。
0:41:26	また今回申請変更、変更認可申請いたします。当該設備につきましては、5月7日に、別なものです申請を差し上げ申請しました。
0:41:40	そこで要は今回の大井直流所、所内常設直流電源設備 3 系統目、これに付随する変更ということで、
0:41:51	一度申請をしたもののまだ未申請だったものに対する申請ということで取り下げたものになってございます。それにつきまして再度ですね、
0:42:02	第 3 電源の範囲につきまして、再度申請するものということになってございます。
0:42:10	矢羽根の二つ目では、表 3 に容器、それから主配管の仕様の変更。
0:42:15	方で 4 億表の項目になります。表 3-2 に容器の変更内容及び変更理由、それから表 3-3 に主配管の変更内容、理由。
0:42:26	それと表 3 のように今回申請に伴う
0:42:29	どのへ変更する添付書類、表 3-5 に今回工認で変更する耐震計算書等の整理、変更の有無と理由。
0:42:40	それから図 3-1 ですけれども、緊急用電源、電気室用ハロンボンベの設置場所ですね、の前後表をお示してございます。
0:42:50	次のページ、24 ページでございます。こちらが表 3-1 としまして容器の変更概要になってございます。
0:42:59	項目としましては、緊急電気室、うーもともとですね、MCCを、それから蓄電池、それが 125VMCC用としまして設置しておりました。
0:43:10	これに対する変更項目が名称、それから個数系統名ということになってございまして、以降 4 から 6 ページにお示してございます。
0:43:18	それから二つ目が主配管でございますけれども、こちらは名称ですね、を変更するというので 7 ページ目にお示してございます。
0:43:27	23 ページでございます。表 3-2 としまして具体的な容器の変更内容及び理由でございます。
0:43:37	まず丸一丸 2 次のページに③とございまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:41	①が緊急用MCC用となっております。変更内容が真ん中にございまして既工認それから今回工認ということで名称が変更される。
0:43:51	それから、個数ですけども4から6に変わる。
0:43:54	と同じようにです系統名も変わると。
0:43:57	②の緊急電気室用蓄電池ですけども、こちらも名称の変更、それから容量ですね、ポンベの使用を一部変更いたします。
0:44:08	それから、主要寸法としてポンベの仕様が変わりますので高さも変わる。個数が4から3、
0:44:15	系統名も変わります。
0:44:17	こちらの変更理由になりますけども、
0:44:20	こちらですね、まず①ですけども緊急用電気室、緊急MCC放火用ポンベは、所内常設直流電源設備3系統目を設置する必要性が生じたことから、
0:44:32	新設する、電源設備の設置場所、
0:44:37	の見直しが必要となったため、操作性及び消火設備の設計を考慮して、設置場所を検討いたしました。
0:44:46	その結果、既工認の緊急用直流125VMCC及び緊急用蓄電池の設置場所を変更することいたします。
0:44:56	上記を踏まえまして変更前のハロンポンベには、1階のエリアの消火機能を持たせることといたしまして、消火対象エリアの体積が増加するためポンベ使用、
0:45:09	個数、容量個数の検討結果を踏まえて、ポンベ個数を変更することとございます。
0:45:16	また、ポンベの押しイワサキの名称ですね、これを上記に合わせて具体的な名称ではなく、
0:45:23	階層を使用した名称変更いたします。
0:45:27	なお、ハロンポンベの設置場所、設置床ですけどもここにこちらには変更はございません。
0:45:33	こちらを図3-1にお示しております。
0:45:36	②でございます。②も同様でございます。こちらハロンポンベですね、上記を踏まえて変更前のハロンポンベには2階エリアの消火機能を持たせることといたしました。
0:45:47	2階エリアでセトを対象エリア、消火対象エリアの体積が増加するため紋別市様の検討結果を踏まえてポンベ容量、それから使用寸法高さですね、及び個数を変更いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:01	これに合わせて名称も変更するということでございます。
0:46:05	次のページ 24 ページでございます。
0:46:09	こちらが金 925mCCOでございます。こちらが電気資産海洋ということになっておりまして、
0:46:17	変更理由、
0:46:19	全国同様でございます。
0:46:21	緊急MCC他と同様に設置する電源設備の検討を反映し変更することといたしましたということで、もともとの変更前のハロンボンベには三階エリアの消火機能を持たせることといたしました。
0:46:34	こちらで 2 階から三階に移るということでEL14 メーターから 22 メーターに変更いたします。
0:46:41	また、ハロンボンベの使用先伊井の名称を上記にあわせて具体的な名称ではなく階層使用した名称に変更するところ同様でございます。
0:46:50	というように今回の変更をかけるということになってございます。
0:46:55	25 ページには、具体的に、
0:47:00	ハロンボンベの設置場所をお示しておりまして、
0:47:04	2 階ですね、具体的な設置場所が、左側に、
0:47:08	左上に現在の設置場所が左上にございまして、それを右下のようですね右下、左下ですね、ように設置場所を変更するものでございます。
0:47:22	では次のページ 26 ページでございます。26 ページにつきましては、主配管の変更内容をお示してございます。
0:47:29	こちらは、具体的に系統は変わりません。名称のみですね、の変更となります。
0:47:40	次に 17 ページでございます。27 ページにつきましては、表 3-4 としまして、
0:47:46	具体的に、今回添付する書類に対して変更する添付書類を具体化しているものでございまして 1234 とございます。
0:47:55	まずは設定根拠、それから二つ目が、5-2 の別添 1 としまして火災防護設備に対する耐震性について経産省、
0:48:04	それから、5-3-10 としまして強度に関する説明書、それから図面 4 としまして 5-6 で図面となっております。
0:48:12	それぞれボンベそれから容器です容器配管に対する説明、経産省等を変更するということでございます。
0:48:24	次のページ 28 ページになりますが、今回、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:29	工認で変更する耐震計算書等ですね具体的な整理をしたものになってございまして、
0:48:35	まず、5-2 の別添 1Eとしまして耐震性の計算書のうち、5-2 の別添 1-4、これがハロンボンベ設備の耐震計算書となってございまして、
0:48:47	容器でございまして。1-6、こちらが制御盤。
0:48:51	それから、5-1-10 としましてガス供給配管の計算書、こちらがそれぞれ変更でございまして。それぞれに変更するということになってございまして。
0:49:02	2 としましては、強度に関するところで間の基本的な基本権板厚計算書、
0:49:08	こちらの一部ですけども、名称等ですね変更になるということで記載をしております。
0:49:17	29 ページからになりますけども、こちらが別紙としまして 3 分の 1 から 3 分の 3 というところでお示ししております。
0:49:28	まずは、醸造する消火剤の量の確認ということで、これ消防法に記載されている内容を記載しております。
0:49:38	別紙 1、表 1 に消火剤量も再送を示すということで、算出方法ですね、計算方法について具体的にお示しをしておりますページになってございまして。
0:49:52	これらを受けまして次のページ、30 ページになりますけども、
0:49:57	今回、変更するに当たりまして、こういった形で設計をされるかというところをお示ししているものになってございまして。
0:50:07	が崇敬消火設備の消火剤医療消火剤の量の見直しに伴うボンベ個数の算出ということで整理をしたものです。
0:50:16	010203、それぞれございまして 1 階 2 階三階用でございまして、
0:50:21	まずは①で言いますと、当時設計につきましては 536 立米でしたところを今回変更することで 802 立米に変わる。
0:50:33	消化剤量としましては 120、172 キロから 275 に変わるということで、こういったところから、ボンベの容量個数、消火剤の量というところで整理をしております。
0:50:45	そうしますと具体的にボンベ庫、ボンベ個数ですけども、4 位 4 個から、ロープに変わると、というようなことになってございまして。
0:50:54	以下の②③につきましても同様に変更内容ですねそれに伴いまして変更は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:01	配置計画を反映し必要ボンベ個数を変更するというものを示してございます。
0:51:07	次のページ 31 ページが、具体的に
0:51:14	部屋割りからですねどういう考え方が既存からですね変更になるかというところをお示ししているものでございまして、
0:51:24	一番左でいきますと 536、これが一つの部屋になりますので、800 人に変わる。
0:51:32	それから、2 階でございまして 191、これらがもう少し広くなりまして 260 に変わる。
0:51:40	3、三階につきましては、これは新しいところになりますのでそのまま平米ベースですね、部屋の大きさを体積を出しております。そういったものになってございます。
0:51:53	32 ページが、32 ページからですねそれぞれの体積を
0:51:59	出すための確認ですねそういった
0:52:04	どのように体積を出しているかということをお示ししている。
0:52:08	絵になってございます。
0:52:10	それが 32、33 と続きまして 1 階から 3 階まで、
0:52:17	以上ここまでが今回の第 3 電源等ですね、の変更に伴いまして消火設備、火災、火災防護の消火設備を変更する内容となっております以上でございます。
0:52:38	原燃の仲西と申します。資料 6 の右下 34 ページをお願いいたします。4 ポツチャンネル着座つきの材料の記載適正化について説明いたします。
0:52:50	チャンネル着脱機、これは燃料検査であつたりチャンネルボックスの着脱等に使用するものですが、これは機構に精巧にて、燃料取扱設備として扱うことで整理されております。
0:53:01	チャンネル着脱機の耐震補強工事今後実施いたしますけれどもこれに向けて準備していたところ、要目表の記載に的修正が必要な箇所を確認したため、
0:53:10	記載の適正化を、記載の通り行うことを考えております。
0:53:14	なお添付書類、チャンネル着脱機の耐震性についての経産省、こちらについては、適切な材料で評価しており変更はございません。
0:53:22	表 4-1 には、チャンネル着脱機の要目表を載せておりましてどのように適正化を行うかと、カートの材料のところですが適正化法のことを記載しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:33	右下 35 ページ次のページっていただきまして、こちらについては、チャンネル着脱機の構造図を載せております。
0:53:42	赤枠で囲ったところがカードの材料について記載のあるところでございます。
0:53:49	右下 36 ページ目に行っていただきまして、こちらはチャンネル着脱機の耐震性についての経産省の一部抜粋を載せております。
0:54:00	赤枠の通りカードのところが材料は正しい材料で計算されております。こちらの変更はないということになります。
0:54:08	右下 37 ページ目につきましては、チャンネル着座つきの概略図の方を載せております。これ参考として、ちょっとイメージが湧くものとして載せているものでございます。
0:54:19	説明は以上になります。
0:54:29	原子力規制庁の高橋です。
0:54:32	幾つか確認があります。
0:54:38	まず、
0:54:40	5 ページ目。
0:54:42	ですね。
0:54:44	こちらに
0:54:46	今回の
0:54:49	緊急用 125V系蓄電池の設置場所等の変更。
0:54:56	の記載がありますけれども、
0:55:00	この文書の記載をですねについて幾つかコメント冊数てください。
0:55:08	まず
0:55:11	ミイ矢羽根のですね。
0:55:13	1 行目の後半の既工認対象外であると。
0:55:19	いう記載ですけれども、
0:55:22	これはちょっとわかりづらいところあります。
0:55:27	12 ページに、
0:55:33	記載があるんですが、12 ページの 2 やバネ一目の一番後ろの、
0:55:39	方の、
0:55:41	設計及び工事計画変更認可手続きに該当しないためと、他の箇所でもこの表現使っておるんですが、
0:55:49	こちらの表現の方が、ただ、良いのではないかと思うんですがいかがでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:00	日本原子力発電の土谷です。12 ページ目の記載のほうに、統一して修正いたします。
0:56:09	規制庁高橋です。わかりました。
0:56:12	その今の機構に対象外というところの前の文章で、設置場所を変更伴いを、
0:56:20	これも設置場所の変更に伴いに適正化していただきたいと思います。いかがですか。
0:56:30	日本原子力発電の土田土谷です。承知いたしました。そのように修正いたします。
0:56:37	規制庁高橋です。
0:56:39	この矢羽根一つ目、二つ目三つ目、これ術これがすべて、今回の変更に関わる対象の
0:56:50	設備を記載されているかと思います。
0:56:54	この説明です、を補足するために、
0:57:00	単線結線図にて、上記の変更対象すべて、
0:57:07	を示していただきたいと思います。
0:57:11	示すにあたっては次ページ以降のさ、説明であります。
0:57:18	要目表対象。
0:57:20	要目表対象外といった表現。
0:57:23	これも加えて
0:57:26	単線結線図で、対象をわかるように示していただきたいと思います。いかがでしょうか。
0:57:36	日本原子力発電の土谷です。承知いたしました。そのように示させていただきます。
0:57:48	規制庁高橋です。
0:57:50	続きまして 6 ページ目。
0:57:53	6 ページ目の
0:57:57	無停電電源装置のところの、
0:58:00	変更内容で、水防護上の配慮が必要な高さ、
0:58:07	のところに、bと同様な
0:58:11	建物名称が入ると思うんですが、これは抜けただけでしょうか。
0:58:19	あ、日本原子力発電の土谷です。申し訳ございません。抜けておりましたので、追記いたします。
0:58:26	規制庁高橋です。続きまして 8 ページ目、9 ページ目。
0:58:32	10 ページ目 11 ページ目までですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:37	この絵の中で
0:58:42	要目表対象の名称の記載が、
0:58:47	小さい。
0:58:48	ものですから、これを
0:58:52	水墨カクウといった記載の、
0:58:56	波の大きさの文字に
0:58:58	変更前と変更後それから今の対象ページのものについて、
0:59:04	文字を大きくしてください。
0:59:11	はい。日本原子力発電の土谷です。はい。読み取れるように、文字の大きさ変更いたします。
0:59:30	規制庁高橋です。
0:59:34	19 ページ目になります。うん。
0:59:39	19 ページ目から
0:59:42	次のペーAの枠の下のところで米印で次のページを参照しておりますけれども、
0:59:49	その参照されている、20 ページ名ですけれども、
0:59:54	ここで等を、
0:59:57	示したいのはこの全体図お勧めしたいと思うんですが、
1:00:03	それが目的であれば、
1:00:05	前ページのところに、
1:00:08	キープランをつければ良いと思うのですが、
1:00:12	もしそうでなくて、このタイトルにあるような、
1:00:16	アクセスルートをお示したいのであれば、
1:00:24	入ってからルートの全体が読めるように、太字で、
1:00:30	線を書くなどしてわかるように、
1:00:34	して欲しいと思います。いずれの体いずれかの対応ですが、いかがでしょうか。
1:00:51	日本原子力発電の土谷です。
1:00:53	全体図を示すことが目的でしたので、キープランを 19 ページに追記したいと思います。
1:01:06	規制庁高橋です。
1:01:09	何か、ただ、別紙 2 の図 3 には、
1:01:12	タイトルとして、動線変更前後って書いてありますが、それでよろしいですか。
1:01:51	日本原子力発電の土谷です。19 ページの拡大している図の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:57	ここ、図、図で、図に関する手順のところ、示させていただいておりますので、
1:02:04	こちらの街全体でどこを示しているかというところがわかるように、キープランをつけたいと思います。
1:02:14	規制庁高橋です。わかりました。
1:02:21	続きまして
1:02:25	FARO問目の設置場所。
1:02:27	大野等の変更について、
1:02:35	25 ページですが、
1:02:42	変更前のこの②の場、失礼、ルー
1:02:47	さんの場所ですね。
1:02:49	この③の変更前の場所が、31 ページの、
1:03:01	変更前の
1:03:05	この青い箇所の場合の、
1:03:08	配置と、
1:03:09	若干異なってるように見えます。
1:03:13	これはどちらが正しいでしょうか。
1:03:29	はい、原電ヒロキでございます。今高橋さんのおっしゃられた、
1:03:35	当 25 ページの下の
1:03:39	上の絵ですか。
1:03:42	変更前の、
1:03:45	125Vにつきましては、
1:03:53	この、この
1:03:55	ボンベをですね三階にお引越しをさせる。
1:04:01	ものになって、
1:04:02	でございます、
1:04:14	どっちがいいの。
1:04:19	申し訳ございません。
1:04:21	わかるようにちょっと図を展開いさしたいと思います。
1:04:27	そうするとあうかなと思います。
1:04:32	はないですか。
1:04:34	あれ。
1:04:37	はい。申し訳ございません。
1:04:42	相当外壁と時間内壁に来る。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:49	大変申し訳ございません。はい。今理解しました修正適正化いたします。失礼しました。
1:04:57	規制庁高橋です続きまして 31 ページ目ですが、
1:05:04	この中の表 3 の
1:05:08	この文字が、
1:05:09	最後、次の段になってるので適正化をお願いします。
1:05:16	元ヒロキでございます大変申しわけございません。適正化、適正化いたします。
1:05:21	規制庁高橋です。それから、
1:05:25	答えづらいと思いますが、下の方の赤枠の間に、
1:05:33	スパーテーションみたいな線が入ってますがこれは、このエリアを仕切るものですか。
1:05:40	はいこのエリアを仕切っております。
1:05:48	わかりました。ちょっと詳細は別途確認します。
1:05:53	続きまして
1:05:57	規制庁高橋です。
1:06:02	この変更前と変更後の
1:06:07	絵ですけれども、
1:06:12	前のページの表の中のその対象にある記載では、1 回を 2 回を 3 回ようと。
1:06:20	いうふうな名称しかないものですから、
1:06:24	実際にこの中にエリアに配置される防護対象は、
1:06:29	何か、
1:06:31	示していただきたいと思います。
1:06:34	あわせて、
1:06:36	火災区域区画に、
1:06:39	ついても変更前と後で、どういったものになってるのかっていうのも、
1:06:45	記載でしていただければと思います。
1:06:51	もし仮に他の申請の対象がこの配置される。
1:06:56	防火対象に、
1:06:58	あるのであれば、
1:07:01	その旨を注記等で補足していただければと思います。
1:07:06	この点いかがでしょうか。
1:07:10	はい。まず一つ目でございますけども、当該エリアに当該エリアにはい、設置する対象設備ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:21	そういったものを平面図等用いましてお示しすることといたします。
1:07:27	また区域区画につきましても、
1:07:33	当該エリアですね
1:07:38	これじゃわかんないんじゃない。
1:07:40	別途
1:07:43	平面図等ですね、キープラン出ておりますけども、こういったものを用いまして、具体的に区域区画ここですというものをお示しさせていただきたいと思います。
1:07:59	規制庁高橋です。区域区画については今回変更ないという理解でよろしいですか。現在ヒロキでございますその理解で結構です。
1:08:09	では、規制庁高橋です。ではもし図で比1枚の図で示すのであれば、
1:08:16	その旨、円補足いただければと思います。
1:08:21	現在ヒロキでございますようしました。
1:08:27	規制庁タカハシです。続きましてチャンネル客だ月の材料適正化ですが、
1:08:33	34 ページ、につきまして、
1:08:40	材料の
1:08:43	記載を変更するということですのでけれども、
1:08:47	その材料の記載の、この記号の意味するところですね。
1:08:54	例えば強度が変わるところを意味してるとか、そういった部分をですね、
1:09:01	注記、していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。
1:09:07	はい。原燃の仲西です。記載の変わるところについて意味するところを資料に追加させていただきます。
1:09:16	規制庁高橋です。続きまして 35 ページの
1:09:22	ところで
1:09:25	チャンネル着脱機の構造図が示されておりますが、
1:09:30	今回変更となる材料の部分で、
1:09:36	これは
1:09:39	ミルシートで確認しておるんでしょうか。
1:09:45	はい。現在のナカニシです。製造メーカーの製造履歴の方で、政策利益の方で確認をしております。
1:09:53	はい。
1:09:54	メールシートはないということでしょうか。ミルシートにつきましては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:00	これ実際に製作された 2000 年ごろになりまして当時工認対象設備がなかったの、メーカーに確認したところ残っていないというふうに聞いております。以上です。
1:10:23	規制庁高橋です。ではこの構造図の器具を根拠にあと、
1:10:29	メーカーの方の確認を持っているということでわかりました。
1:10:45	規制庁高橋です。
1:10:47	高橋です。私から以上ですが他の審査官からあればお願いします。
1:10:56	原子力規制庁の加藤です。
1:11:00	チャンネル、夏秋着脱機のことについて確認なんですけれども、この 3435、あと 30。
1:11:11	何だ、36 ですか。この説明資料の内容を見ると、
1:11:15	もともとの
1:11:20	強度の計算書では正しい。
1:11:23	材料のもので、評価をしてあって、この要目表の記載が間違えていたと端的に言うという理解でよろしいでしょうか。辨野ナカニシ先生ご理解の通りでございます。
1:11:37	ハンゲショウ規制庁の加藤です。理解しました。
1:11:42	それで先ほどタカハシの方からミルシートの話が出たと思うんですけどもそれに対して、ミルシートはないんですけれども、
1:11:50	もうその製造記録等で確認をできたというお話、お話だったので、それ、それをですね一部何ていうんすかね確認されたものを、
1:12:02	この
1:12:03	す。
1:12:05	資料の方にもつけることは可能でしょうか。
1:12:09	年齢の中に追加すること可能ですので追加させていただきます。
1:12:16	原子力規制庁の加藤です。よろしく申し上げます。
1:12:19	私からは以上です。
1:12:36	原子力規制庁フカホリです。まず一つ目はですね、6 ページ目、変更理由が書いてあるんですけども、やはり
1:12:48	配置検討結果っていうだけでは、ちょっとわかりづらいんですね。それで、一体どんな検討をしてこういう場所にしたのかっていう。
1:13:00	簡単な、
1:13:02	説明が、図か何かつけていただくと一番ありがたいのですが、ここをこういうふうに変えると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:10	ここがこう変わったので、ここに置けるようになって、だからここに置くのが一番
1:13:18	時間的にも或いはその配管まわしとか、
1:13:22	配管の長さの調節とかいろんなのを考慮して、これが一番良くなったんですっていう、説明を受けていただければ、
1:13:33	配置検討結果っていうのがわかるんですけど、この言葉だけだとよくわからないのでちょっと説明を加えていただきたいというのが1点目です。
1:13:46	続けてですね。
1:13:53	やはり今回で、
1:14:08	当技術的能力関係でいうと18ページで、
1:14:12	操作時間が短縮できる、確かに短縮できるだろうというのはわかるんだけど、
1:14:18	実際250分で、
1:14:23	の、
1:14:24	操作の成立性っていうのはやっぱり示さないといけなくて、250分より短くなるだろうではなくて、
1:14:32	こう考えたら250分よりも短くできませっていうのをやはり説明していただかないと、短縮できるだけでは、我々確認が取れないので、
1:14:45	なぜ、250分より、ここが短くなりMaaSっていうのを、一番いいのはこの給電手順のタイムチャートの、ここがこれだけ短くなりますっていうような、
1:14:56	説明を加えていただくと、我々も確かに短くなりますねっていうのがわかるので、そこはお願いしたいと思います。
1:15:06	それからあとはちょっと細かいところですけども、例えば22ページ、3章のところ、
1:15:14	P4からP6とかP7ってあるんですけども、
1:15:18	これが一体どれに対応するのかちょっとわかんなくて、
1:15:23	誤記であれば後で訂正しておいてください。
1:15:34	それぐらいかな。
1:15:36	あと最後なんですけどもやはりチャンネル着脱機そのものがですね、
1:15:44	サイトのどこら辺にあって、
1:15:48	それで、この着なつきっちゃ何者よっていう説明を多分、我々しないといけなくて、
1:15:57	これがわかる、その簡単な、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:00	絵みたいなのがあると、とってもありがたいのですがそういうのって準備できますか。私からは以上です。
1:16:15	原電の中西井と申します。衛藤最後、5例ありましたチャンネル着座つきの説明の
1:16:23	等につきましてはちょっと資料を準備させていただきますので、はい、拝承いたしました。
1:16:35	現年ヒロキでございます大変申し訳ございません。参照ページ番号につきまして適正化修正させていただきます。
1:16:43	大変失礼しました。
1:16:50	日本原電の高林です。先ほど広木が申しましたところと、同類のものがですね、私が先に説明いたしました。
1:17:01	ALCの方にも同様のページ構成のところありましたので、そちら合わせて修正いたします。
1:17:07	で、ごよ
1:17:11	後、ご意見のありました、配置検討の経営結果経緯というところですけどもそちらについては持ち帰りお示しできるように、資料の構成の方考えたいと思います。
1:17:22	で、もう1点時間、技術的能力の時間の間、ここ、こちら短縮という、正直、短縮というところではなくてそれを超えない。
1:17:33	ところでっていうところで今、こちら、説明の中で内野ツチヤの方から、1階、二階、1階とその動線、
1:17:42	階を跨いでの移動がなくなったっていうそこが明確にお示しできるところなんですけれども、そこをもう少し具体的にす。
1:17:50	定量的というかですね、お示しできるようにちょっと補足できればと考えております。はい。以上です。
1:18:06	原子力規制庁の首藤です。ひょっとしたら説明があったかもしれないんですけど、確認だけ、今回の変更で基本設計方針の変更はありますか。
1:18:27	日本原電の高林です。基本設計方針について変更はございません。
1:18:33	はい。規制庁の首藤です。基本設計方針については今回は変更がないということで理解しました。あともう1点はですねこれ先ほどのフカホリのコメントとかぶるんですけど、
1:18:44	例えば
1:18:46	3パワーポイントの3ページ目の変更理由、
1:18:49	ですね、の①の3行目からですね緊急用125V系蓄電池については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:59	要は、逃がし装置のSAとDB、SAと特重の兼用化によって、緊急用電気室が拡張可能となったからみたいな理由なんですけど、
1:19:12	拡張可能となって、変更することで、
1:19:17	何何のためにへ、何のためにそこにどうするんだっていうのがそこがないんですよ、おそらくその分割して、配置をしたこと、ものを1ヶ所にまとめることで、
1:19:28	こういうことだから、変更するんですけどっていう理由なんだと思うんですけど、何か拡張したから変更しますっていうのがちょっと理由としてよくわからないなということもあるので、
1:19:40	要はそれをする事でどういうメリットなり、もしデメリットがあるならそれも含めてですけど、そういったことをきちんと理由として説明をしていただきたいというふうに思います。私からは以上です。
1:19:56	はい。日本原電の高林です。今、
1:20:01	二つ目ご指摘いただきましたところですね、今回配置見直したその理由について補足はさせていただきます。
1:20:11	以上です。
1:20:13	規制庁高橋です。
1:20:16	今ほどの変更の理由のところですが、重ねてでありますけれども、その変更の理由、見直す、今後見直される変更の理由と、
1:20:28	8ページ以降のその配置の
1:20:31	変更、変更前後のものがリンクされて説明できるように、お願いします。
1:20:44	規制庁高橋です。
1:20:46	その他、全体を通してコメント等ございますか、審査側から。
1:20:54	では日本原子力発電から、確認事項ございますか。まず、
1:21:02	面談会場にいる方から、
1:21:08	はい。日本原電の高林です。資料6につきましては、
1:21:21	はい。失礼します。変わります。
1:21:32	現在のムロイでございます。
1:21:35	二つ目のですね電源装置関係の移設に関しまして、
1:21:39	高橋様からですね、
1:21:43	ご意見いただきました件について確認させていただきたいと思います。具体的には、今回のその電源関係のイセIIの変更内容につきまして、単線結線図で示すようにというお話をいただきましたけれども、
1:21:58	この示し方については共通認識をちょっと合わせておきたいなと思まして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:02	変更前後の形で示すのがいいのか、
1:22:07	或いはその現状に対してこう、
1:22:10	上書きするように変更をかぶせて書くのか。
1:22:13	或いは変更後の伝え形だけを示すのか、この辺は多分、これから原電の方で作業するときに、まず大前提として悩むところだと思いますので、
1:22:23	できれば
1:22:25	決めたいなと思ひまして私といたしましては変更前後の比較表がいかがかんと思ひますけれどもご意見あればお願いいたします。
1:22:34	規制庁高橋です。おそらく変更前後で同じ単線結線ではないかと認識しているんですがその辺はいかがですか。
1:22:47	日本原子力発電の土谷です。単線結線図に今回変更がないので、変更前後で、はい。同じものになります。
1:23:00	すいません現在のムロイでございます私ちょっと認識が間違っておりました単線結線図として、
1:23:06	当該設備をきちんと示すという趣旨だということだと思ひましたので、理解いたしましたので、かしこまりました。
1:23:15	規制庁高橋です。その上で図面です添付資料というのを図面で、
1:23:24	単線件線図が載っておりますけれども、
1:23:27	それにイマイもので載ってますが、できれば
1:23:34	後半の方の単線結線図に、
1:23:37	緊急 125V蓄電池、
1:23:41	イトウの方の、
1:23:42	ものを加えて、1枚もので、ちょっとできればと思ひますあまり、煩雑にしたいくないので、
1:23:50	その辺はちょっと、
1:23:53	帰って検討いただければと思ひます。どうしても2枚になるのよ。あれば、別にそれは構いませんが、できれば1枚がいいと思ひます。
1:24:21	はい。日本原電の高林です。私からも、ごくごく小さいところですが確認させていただきたい箇所、1点と先ほど
1:24:31	えっとですね、電源盤移設関係につきまして、配置の図面、前後の比較図をつけてますが、もう少し
1:24:41	対象の設備の名称をわかるように、大きくということでご指摘いただきました。こちらについては該当する対象の設備のみでよろしいのでしょうか。
1:24:55	規制庁高橋です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:57	そのページで説明したいがイトウの、
1:25:00	設備のみでお願いします変更前後でお願いします。
1:25:04	はい。日本原燃高林で承知いたしました。
1:25:08	はい。その他原電側から確認はございますか。
1:25:17	元のナカニシです。すいません。チャンネル着座つきの最後のご要望と いますか、運用とか簡単な設置エリアの図をっていうようなお話があ ったんですけど、こちらは、
1:25:29	このパワーポイントに追加。
1:25:32	するイメージでよろしかったでしょうか。ちょっとその確認だけです。
1:25:37	規制庁高橋です。パワーポイントには、追加せず、
1:25:44	別途、
1:25:46	提出いただければと思います。承知いたしました。ありがとうございます。
1:25:58	はい、日本原電タカバヤシです。藤。
1:26:02	こちら、会議室からは、上ですが、発電所から何かございますか。
1:26:26	発電所さん。
1:26:29	聞こえておりますか。
1:26:55	ベストベストこちら東海第2発電所です。
1:26:58	規制庁が聞こえております。
1:27:19	はい、原電タカバヤシです。
1:27:21	当発電所側から何か確認事項ございますか。
1:27:27	はい。こちら東海第2発電所です。特段、はい。こちら確認事項等ご ざいませぬ。
1:27:35	了解しました。
1:27:37	原電は以上です。
1:27:39	原子力規制庁の高橋です。
1:27:41	以上をもちまして、東海第2発電所設計及び工事計画変更認可申請に ついてのヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。